

(※1)

厚生労働省が定める疾病等

- ① 末期の悪性腫瘍
- ② 多発性硬化症
- ③ 重症筋無力症
- ④ スモン
- ⑤ 筋萎縮性側索硬化症
- ⑥ 脊髄小脳変性症
- ⑦ ハンチントン病
- ⑧ 進行性筋ジストロフィー症
- ⑨ パーキンソン病疾患
(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類(※4) がステージ3 以上であって生活機能障害度(※4) がⅡ度またはⅢ度のものに限る))
- ⑩ 多系統萎縮症
(線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症)
- ⑪ プリオン病
- ⑫ 亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ ライソゾーム病
- ⑭ 副腎白質ジストロフィー
- ⑮ 脊髄性筋萎縮症
- ⑯ 球脊髄性筋萎縮症
- ⑰ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱ 後天性免疫不全症候群
- ⑲ 頸髄損傷
- ⑳ 人工呼吸器を使用している状態
(夜間無呼吸のマスク換気は除く)

(※2)

厚生労働省が定める疾病

- ① 在宅悪性腫瘍疾患患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ③ 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者
- ④ 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(※3)

特別指示

- ・病状の悪化等により頻繁に訪問看護が必要と医師が認め特別訪問看護指示期間にあること。

(※4)

ホーエン・ヤールの重症度分類と生活機能障害度

ホーエン・ヤールの重症度分類	生活機能障害度
ステージ1 一側性障害で片側だけの振戦、強剛を示す、軽症例である。	Ⅰ度 日常生活、通院にほとんど介助を要さない。
ステージ2 両側性の障害で姿勢の変化がかなり明確となり、振戦、強剛、無動ともに両側性にあるため、日常生活がやや不便である。	
ステージ3 明らかな歩行障害がみられ、方向転換の不安定等、立ち直り反射障害がある。	Ⅱ度 日常生活、通院に介助を要する。
ステージ4 起立や歩行等、日常生活動作の低下が著しく、労働能力は失われる。	
ステージ5 完全に動作不能状態で、介助による車椅子移動、または寝たきりになる。	Ⅲ度 日常生活に全面的な介助を要し、起立不能。